

安全・安心な生活を確保するためには犯罪や非行をした人の再犯防止対策が重要な課題であるという認識の下、初めて具体的な数値目標と政府全体で取り組むべき施策を盛り込んだ。

数値目標

対策決定時に20%あった出所者の2年以内再入率を、平成33年までの10年間で16%以下に減少させる。

4つの重点施策と平成27年度の主な取組

1 対象者の特性に応じた指導・支援の強化

・社会貢献活動の本格実施

1, 847箇所の活動場所を確保。
延べ4, 016人の保護観察対象者が参加。



・薬物依存者を対象とする「地域連携ガイドライン」の作成、周知

保護観察所と地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体との連携を強化。

2 社会における「居場所」と「出番」の創出

・更生保護施設等における薬物依存者、高齢者等の帰るべき場所のない者の受入れの推進

・ニーズの高い介護、建設関連の職業訓練を拡充

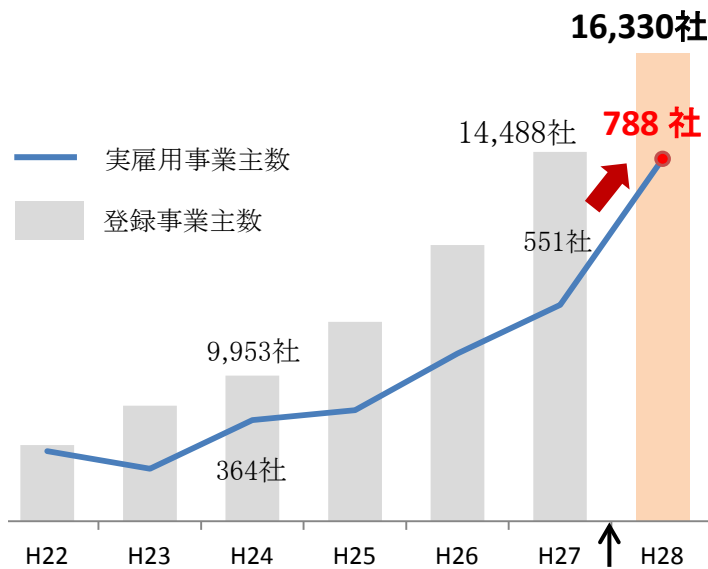
・刑事施設(5箇所)においてハローワークの相談員を駐在させる取組をモデル的に開始

・「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」の導入

出所者等を雇用し、生活指導等を行う協力雇用主に対し、年間最大72万円の奨励金を支給。



出所者等を雇用する協力雇用主の数(各年4月1日現在)



「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」の導入

3 調査・研究, 効果的な対策の検討・実施

・刑事情報連携データベースシステムの開発に着手

検察、矯正施設、保護観察所等が保有する情報の一部を共有し、対象者の指導や効果検証等に活用。



4 国民に理解され, 支えられた社会復帰

・“社会を明るくする運動”を始めとする広報啓発活動の充実

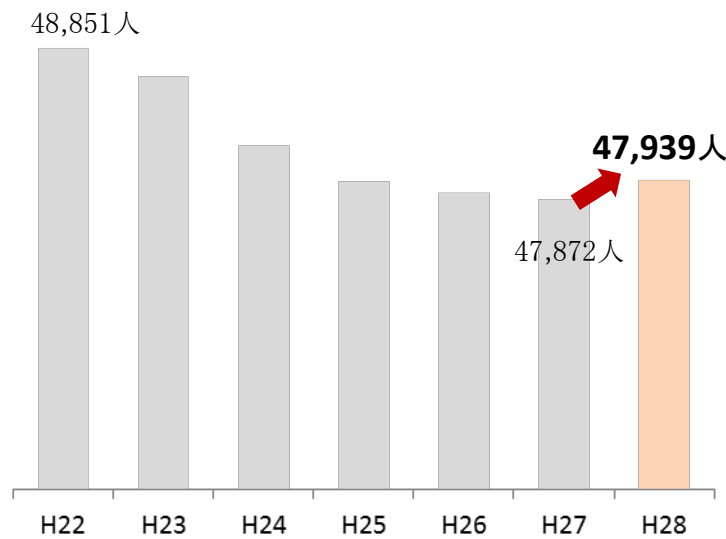
刑事施設等の参観 5, 303回(H26)→5, 489回(H27)
更生保護出張講座 156回(H26)→182回(H27)

・更生保護サポートセンターの増設

345箇所(H26)→446箇所(H27)

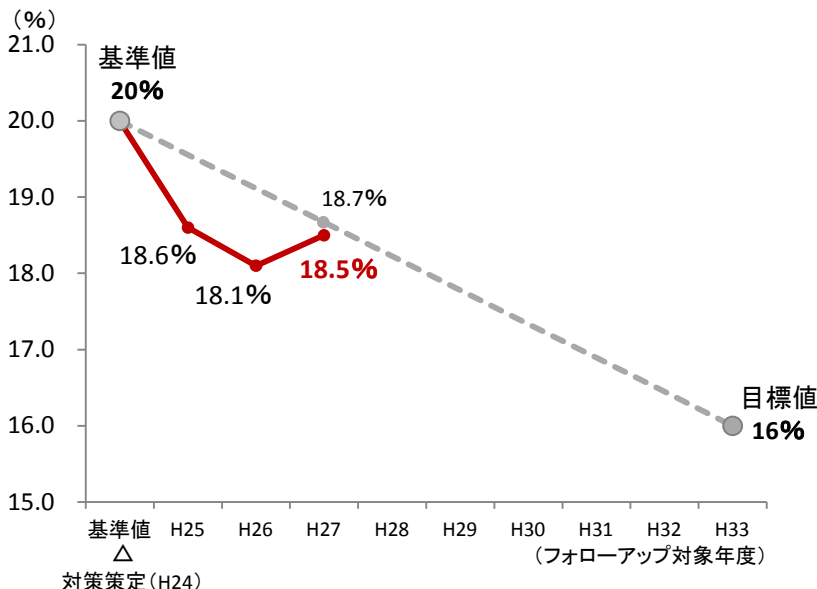
保護司が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で活動する拠点の増設。

保護司の数(各年1月1日現在)



目標達成に向けて推移しているものの、前年に比べて2年以内再入率が増加。
(覚せい剤取締法違反者の再入率の増加による。)

フォローアップ対象年度ごとの受刑者の2年以内再入率の推移



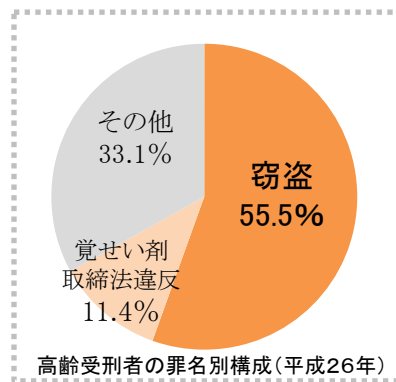
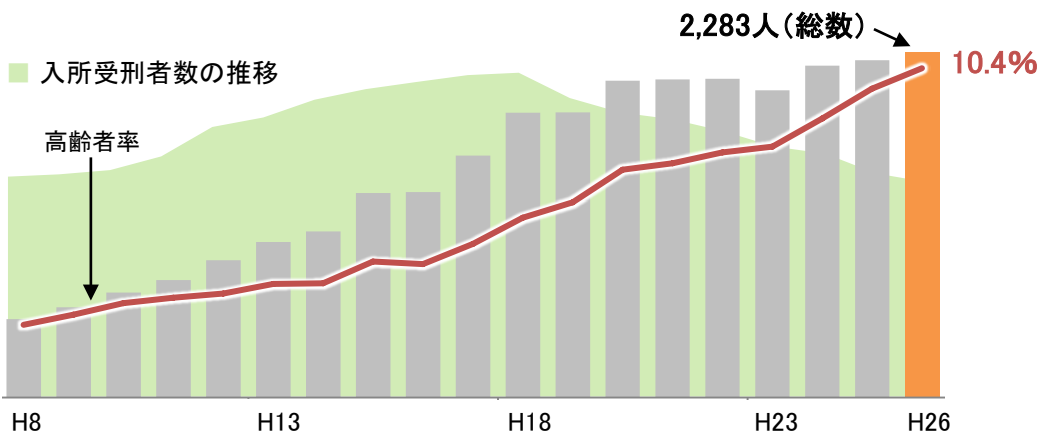
覚せい剤取締法違反者の再入率のみが増加

	対策策定前 2年以内再入率	H26年 2年以内再入率	H26年 出所者数
窃盗	27.3%	23.3%	8,342人
覚せい剤取締法違反	20.4%	20.7%	6,456人
詐欺	23.0%	14.9%	1,978人
傷害・暴行	17.4%	16.3%	1,367人
強盗	9.4%	8.2%	915人
強姦・強制わいせつ	9.8%	8.0%	687人
殺人	4.6%	2.9%	379人
放火	10.2%	7.0%	186人

※平成26年の2年以内再入率のデータはいずれも速報値

少年院
出院者 11.0% (基準値) → 10.4% (H27: フォローアップ対象年度) → 8.8% (目標)

近年、入所受刑者の数は減少傾向にあるものの、高齢受刑者の数、高齢者率はともに増加を続けている。



高齢受刑者のうち、認知症傾向のある者は、全国で約1,100人(推計)。

受刑者の高齢化により、歩行・食事等の日常的な動作全般にわたって介助やリハビリを必要とする者も増加。



身体機能の維持・回復を
図るための指導



身体機能低下により
車椅子等の使用者の増加

● 出所後の社会適応に向けた指導

健康運動指導士等による身体機能や生活能力を維持・向上させるためのプログラムを実施。
(刑事施設14庁、平成27年度)

● 高齢・障害のため、自立した生活を送ることが難しい者に対する支援

福祉的支援を必要とする対象者が、出所後直ちに福祉サービスを受けられるよう、迅速な調整を実施。

特別調整の終結人員: 730名(平成27年度)
福祉施設等に帰住した人員: 479名(平成27年度)

刑務所、保護観察所、地域社会それぞれで、指導や支援が行われているものの、プログラムの内容や支援が不連続。約半数の都道府県で薬物依存症からの回復治療を行う医療機関等がなく、刑務所、保護観察所の指導・支援体制も弱い。

刑務所

●薬物依存離脱指導の実施

全国の刑務所ごとにグループワークを主体とした指導の実施体制を整備。

●専門的プログラムの試行

刑務所6庁において、認知行動療法をベースとした専門的プログラムを試行。



●受刑者個々の再犯リスクや刑期等に応じた指導を実施する体制が十分でない。

薬物依存離脱指導
を受講した受刑者
(平成26年度)

6,694人

保護観察所

●認知行動療法をベースとした専門的プログラムの実施

保護観察所において、1,391人に対し薬物再乱用防止プログラム(薬物検出検査を含む)を実施。(平成27年)

●簡易薬物検出検査の実施(任意検査)

保護観察所において、3,155人に対し延べ8,500回実施。(平成27年)



●薬物依存に関する専門的な知識や技能を有する人材が少なく、依存からの回復に必要なだけの十分な社会内処遇を行うことが困難。

薬物再乱用防止プログラム
を受講した保護観察対象者等
(平成27年)

3,155人
(任意検査)

1,391人
(プログラム)

地域社会

●依存症の治療拠点機関設置運営事業の実施

依存症の専門的な治療・相談が受けられる医療機関の整備、治療・回復プログラム等の開発の拠点となる医療機関を6機関指定し、試行的に実施。

●治療・回復プログラムの普及促進事業の実施

依存症の治療・回復プログラムを実施する医療機関のない地域の精神保健福祉センターでプログラムを実施。

●更生保護施設等における受入れの推進

更生保護施設等における薬物依存者、高齢者等の帰るべき場所のない者の受入れの推進。

●依存症者等が支援を受けられる環境整備が立ち後れており、地域社会における受皿が不足している。

医療機関等で治療や支援を受けた
薬物依存のある保護観察対象者
(平成26年度)

207人

薬物依存者や高齢者は入所時に再犯を繰り返している場合が多い。

再犯防止と社会復帰のためには、早期から支援対象として対応を開始するとともに、関係機関における指導と福祉・医療的支援の一貫した実施体制を整備する必要がある。